

議案第35号

備前市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

備前市出産祝金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

備前市出産祝金支給条例(平成28年備前市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「6月以上」の次に「又は同日を含む6月以上継続して」を加え、「出産の日後」を「出産祝金の支給申請の日以降も」に改める。

第4条中「新生児の出生後3月以内」を「第2条の規定に該当することとなった日の翌日から起算して3月を経過する日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市出産祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係るものから適用し、同日前の出産に係るものについては、なお従前の例による。

議案第35号参考資料
備前市出産祝金支給条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給の対象者)</p> <p>第2条 出産祝金は、出生した子(以下「<u>新生児</u>」という。)の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。</p> <p>(1) 出産の日前6月以上又は同日を含む6月以上<u>継続して市内に居住し、<u>出産祝金の支給申請の日以降も引き続き市内に居住する意思を有する者</u></u></p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、<u>新生児と同</u>一の世帯として住所を有する者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p> <p>(支給申請)</p> <p>第4条 出産祝金の支給申請は、規則の定めるところにより、<u>第2条の規定に該当することとなった日の翌日から起算して3月を経過する日まで</u>に行うものとする。</p>	<p>(支給の対象者)</p> <p>第2条 出産祝金は、出生した子(以下「<u>新生児</u>」という。)の保護者で、次の各号のいずれにも該当するものに支給する。</p> <p>(1) 出産の日前6月以上____<u>市内に居住し、<u>出産の日後引き続き市内に居住する意思を有する者</u></u></p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、<u>新生児と同</u>一の世帯として住所を有する者</p> <p>(3) 市税を滞納していない者</p> <p>(支給申請)</p> <p>第4条 出産祝金の支給申請は、規則の定めるところにより、<u>新生児の出生後3月以内</u>に行うものとする。</p>